

栗崎文化センター会場使用料

令和4. 7. 1改正 (単位：円)

	部屋名	収容 人数	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜 18:00～21:00
1階	ふれあいの間 (洋間)	30	2,200	2,600	3,800
	憩いの間 (和洋室)	15	1,300	2,200	2,600
	体育館	200	2,600	3,800	5,100
2階	大集会室 (和洋室)	75	3,400	5,300	6,800
	談話室 (洋間)	20	1,300	2,200	2,600
	研修室 (和室)	20	1,300	2,200	2,600
	調理室		2,200	2,600	3,800
	図書室 (洋間)	10	900	1,100	1,700

【使用規程】

※営利目的の使用は、50%増とします。

※50%:各単位町会・社会教育関係団体・3こども園・交通安全協会

社会教育関係団体－(少年連盟・栗崎小学校育友会・港中学校PTA・

校下婦人会・更生保護女性会・壮年会・実年会・ボーイスカウト)

※100%割引団体…町会連合会・公民館・児童館・社会福祉協議会・老人福祉センター

※施設使用後は、設備・備品を元の位置に復し清掃すること。

特に、火気の扱い、後始末については厳重に注意すること。

※別途徴収について

・冷暖房費(1回の利用につき)

冷房(7月～9月)	体育館	大集会場(2階)	その他部屋
暖房(12月～3月)	2,000円	1,000円	500円

(但し、文化センター構成団体除く)

・プロジェクター貸出…1,000円